

学校法人滋賀学園 求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止方針

はじめに

令和8年10月1日に男女雇用機会均等法が改正され、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が事業主の義務となりました。学校法人滋賀学園(以下「本法人」という。)では、男女雇用機会均等法や厚生労働省の指針の趣旨を踏まえ、「求職活動等におけるセクシュアルハラスメントへ防止方針」を策定しました。本法人は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関し、以下のとおり方針を明確化し、教職員及び求職者等に対し、周知・啓発します。

1. 定義等

(1) 求職者等

求職者、本法人の実施する教職員の採用に資する活動に参加する者、教育実習、その他の実習を受ける者

(2) 求職活動等

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動

(3) 教職員

本法人と雇用関係にある者、派遣労働者、法人において就労する者

(4) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメント

意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害されること

2. 基本方針

本法人では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを禁止し、同ハラスメントを行った者については、懲戒処分を行う等、厳正に対処します。また、求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止方針を就業規則に定め、教職員に周知・啓発します。

3. 求職活動等におけるセクシュアルハラスメント行為の例

以下は例示であり、これらに限られるものではありません。

(1) 性的な内容の発言

- ・ 性的な事実関係を尋ねること
- ・ 性的な内容の情報を意図的に流布すること

(2) 性的な行動

- ・ 必要なく求職者等の身体に触ること
- ・ 性的な関係を強要すること
- ・ わいせつな図面を配布すること

4. 求職活動等に関するルール

本法人では、求職活動等に関するルールについて、以下のとおり定め、周知・啓発します。

- ・ 面談は本法人の勤務時間内に本法人施設内、またはオンラインで行うものとし、これ以外の場所・時間における求職活動等を禁止します。
- ・ 教職員個人と求職者等が個人のSNS、メール等で連絡することを禁止し、本法人からの連絡は、本法人が指定するメールアドレス、SNSに限るものとします。
- ・ 面談は、原則として複数名の教職員で対応するものとし、実習等で 1 対 1 となる際にも、閉鎖された部屋で行うことを禁止します。
- ・ 本法人では、求職活動等に関し、教職員と求職者等が飲酒を伴う飲食を行うことを禁止します。

5.相談窓口

本法人では、相談窓口担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応し、相談者・行為者等のプライバシーを保護するため、適宜必要な研修を行って参ります。

学校名	相談窓口	電話番号
法人本部	事務局長	0748-23-0858(代)
びわこ学院大学 びわこ学院大学短期大学部	事務局長	0748-22-3388(代)
滋賀学園高等学校	事務長	0748-23-0858(代)
びわこ学院大学附属こども園あつがる	園長	0748-25-7800(代)

6.事後対応

本法人では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認するよう努めます。また、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合、速やかに被害者に対する配慮のための措置、行為者に対する適正な措置を行い、改めて本方針を周知・啓発します。

7.不利益取り扱いを行わないこと

本法人では、求職者等が相談を行ったことを理由として不利益に扱うことはせず、また、教職員が事実関係の確認等に協力したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行いません。

2026 年 10 月 1 日
学校法人滋賀学園